

ふなわりくん
船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会のマスコットキャラクター。船橋のシンボルマークから生まれた妖精。みんなにとって居心地の良い場所を作ろうと、日々努力を続けるエコなやつ。

事業者の
みなさんへ

そのごみ正しく 捨ててますか？

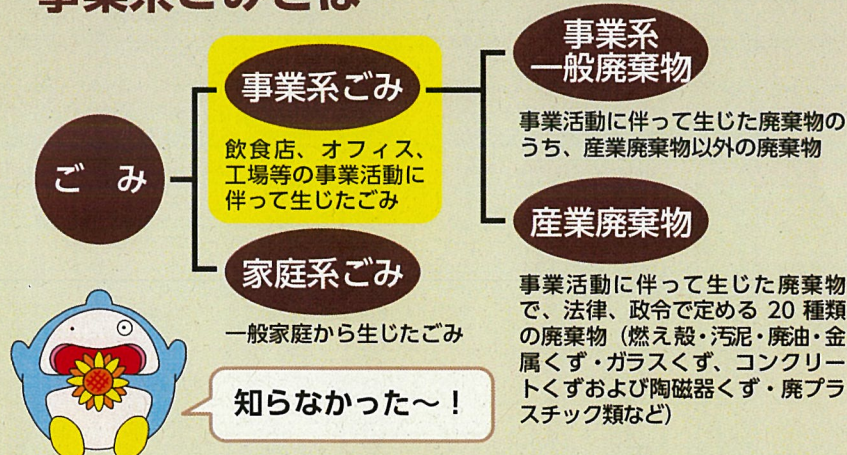


リサちゃん
ごみ減量及び資源化にむけた「ふなばし3Rすめ隊」再生利用 (Recycle) に由来するキャラクター。



飲食店を始めたふなわりくんは、調理くずやお客様の食べ残しを、近くのごみ収集ステーションに捨てています。そのとき、ごみの収集にきたリサちゃんが、ごみ捨てをされているふなわりくんに声をかけました。

事業系ごみとは



事業系ごみとは、飲食店、オフィス、工場等の事業活動に伴って生じたごみのことを指します。事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。事業系一般廃棄物は、事業系ごみのうち産業廃棄物以外の廃棄物を指します。

事業系ごみの一例（飲食店の場合）

事業系一般廃棄物

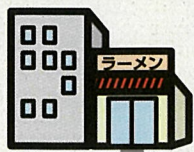
- 調理くず
- お客様の食べ残し
- レシートなどの紙ごみ
- お客様の使ったわりばし・紙コップ

産業廃棄物

- ゴム手袋
- 廃蛍光灯
- 割れたガラスコップ
- ポップ、のぼり等の廃プラスチック類

それではふなわりくんが捨てているごみを見てみましょう。事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、処理の方法が違うので、注意が必要です！このリーフレットを見て正しい捨て方を知りましょう！

事業系一般廃棄物の処理方法



事業所

商店
飲食店
スーパー
事務所
工場
倉庫など

●可燃ごみ

生ごみ、紙くず、
細かい枝葉 など



事業系ごみは、ごみ収集ステーションに絶対捨てちゃダメだよ！捨てる際は許可を持った業者に委託するか、自分で清掃工場等に持ち込んでね！



北部清掃工場
南部清掃工場

焼却

●粗大ごみ

木製の家具・机・椅子、
大型の木くず など



西浦資源リサイクル施設
北部清掃工場

焼却

●資源ごみ

空ビン、空カン
(飲料用で中を水で
すすいだ物のみ)



船橋ビン・カン・ペット
リサイクルセンター

資源化

※ビン・カンは必ず分別して搬入してください。

●有価物

コピー用紙、段ボール、古着、
新聞、雑誌、雑紙など
資源化することができるもの



古紙回収業者など

資源化

処理は有料となります。一般廃棄物の許可業者に収集運搬の委託をした場合は収集運搬料が加算されます。食品廃棄物等は、民間ごみ処理施設で資源化することもできます。一般廃棄物の許可業者とよく相談してから委託契約して下さい。

ごみ処理施設に自己搬入する際は、ごみの発生場所が確認できるものを持参してください。(社員証・名刺など)

事業系ごみは資源化できる紙などの有価物が含まれているよ！分別を徹底しよう！



一般廃棄物の例

可燃ごみ

紙くず

- 汚れた紙くず ●紙コップ
- 写真 ●感熱紙 (FAX 用紙)



生ごみ (水切りは必ず行うこと！)

- 食品の食べ残し・売れ残り
- 調理残渣



※業種によっては、産業廃棄物に該当する場合があります。

その他

- 刈草
- 落ち葉



幹の直径10cm以内
長さ0.5m以内

粗大ごみ

- 木製の家具・机
- 大型の木くず



資源ごみ

カン・ビン

- カン
- ビン (飲料用で
中を水ですすい
だ物のみ)



有価物

古紙類

- 新聞・雑誌
- 綺麗な段ボール
- OA 紙
- 雑がみ
- ・カレンダー
- ・ポスター
- ・おかし、ティッシュなどの空箱 など



一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者一覧



収集の委託は、下の業者に連絡してみよう !!

令和 6 年 8 月 10 日現在

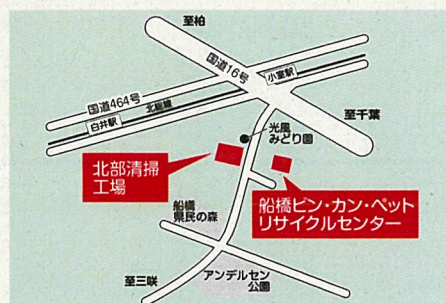
名 称	住所又は営業所	電話番号
(有)西船清掃*	海神 3-5-7	047-433-0232
船橋興産(株)*	高瀬町 31-2	047-433-5581
(株)木下フレンド*	本町 7-1-1	047-425-2035
(有)サンアップ*	宮本 1-5-10 1F	047-406-4280
(株)東関東 コミュニティー*	前原西 2-30-3	047-475-2956
(有)佐野清掃*	楠が山町 265-14	047-401-1535
(株)湊総業*	湊町 3-1-18	047-433-7165
(有)青木総合*	前原西 1-5-4	047-471-3998
(株)岩本商事*	二和西 3-12-19	047-404-4190
(株)ヤマウチ*	三咲 3-6-13	047-490-5338

名 称	住所又は営業所	電話番号
(有)トーエ*	本町 6-2-10-411	047-457-8752
(有)クリーン企画*	日の出 1-10-2	047-432-0200
(有)三上セイソウ*	日の出 2-14-1	047-434-8575
(有)三橋清掃*	大穴北 8-7-19	047-457-4793
(株)京葉総業*	高根町 2712-1	047-407-7500
高福物産(株)*	本町 4-44-1	047-424-1585
(株)京葉エナジー	咲が丘 4-12-32	047-448-8777
京葉実業(株)*	西習志野 4-23-3	047-467-3643
(株) JR 東日本環境 アクセス*	日の出 2-20-20	047-436-1829
(株)三和商事	豊富町 622-64	047-457-7773

上記※印の許可業者が加入する「船橋市一般廃棄物協同組合 TEL：047-440-6601」で御相談に応じております。

事業系一般廃棄物のごみ処理施設一覧

施設名	所在地	電話番号
市・北部清掃工場	船橋市大神保町 1360 番地 1	047-457-5341
市・南部清掃工場	船橋市潮見町 38 番	047-437-5300
市・西浦資源リサイクル施設	船橋市西浦 1-4-2	047-401-9811
船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンター	船橋市小野田町 1531 番地	047-457-8120



■北部清掃工場（可燃ごみ・粗大ごみ）
■船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンター（資源ごみ）



■南部清掃工場（可燃ごみ）



■西浦資源リサイクル施設（粗大ごみ）



産業廃棄物の処理方法については次のページを見てね！

産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす等
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類等全ての酸性廃液等
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等全てのアルカリ性廃液等
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物等

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、レンガくず、石膏ボード、「(11) がれき類」以外のコンクリートくず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたもの（ダスト類）

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体については、業種によって産業廃棄物となります。

産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理をするときは、以下を参考にして下さい。

許可業者の探し方

一般社団法人 千葉県産業資源循環協会
電話番号：043-239-9920
ホームページ▶



(全国の優良産業廃棄物
処理業者)
優良さんばいナビ
ホームページ▶



産業廃棄物を処理する
際は、様々なルールも
ございますので、
こちらをご覧ください。
(市ホームページ)
産業廃棄物の処理基準



よくある質問

Q1 事業活動とは何を指すか？小さな規模の個人商店や店舗兼住居の場合はどうなるか？

「事業活動」とは製造業や建設業などに限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動、水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念として捉えられています。

また、排出量の条件はないため、大企業から多量に排出される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合であっても、あるいは排出量が「1個」というような少量であったとしても、事業活動により生じる廃棄物は、事業系一般廃棄物もしくは、産業廃棄物として適正に処理しなければなりません。

Q2 なぜ事業系ごみをごみ収集ステーションに捨てていけないのか？

船橋市においては、ごみ収集ステーションは、家庭から出たごみを集積する場所ですので、事業所等からのごみを出すことはできません。

事業系一般廃棄物は、許可を持った業者に委託するか、自身でごみ処理施設等に持ち込んで下さい。

資源ごみや有価物であっても、ごみ収集ステーションには出せません。

Q3 分別排出しないと、罰則はあるか？

事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物とに適正に区分せず、あわせて処理を委託することや、産業廃棄物の処理を一般廃棄物の収集運搬業許可業者に委託することは、委託基準違反となり罰則（5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金）があります。

罰則等の有無にかかわらず、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たすことで、環境に負担をかけない快適な生活環境を維持できます。

ごみの不適正処理や、不法投棄などによって私たちの生活環境に影響を及ぼさないためにも、ご理解とご協力をお願いします。

Q4 事業所で使用していた家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫など）の処理はどうすればいいか？

家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機は、事業活動で使用していたとしても捨てるときは特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象品目となります。買い替える場合や過去に購入した販売店などが分かる場合には、当該販売店に引き取る義務がありますので引き取り（有料）を依頼してください。

販売店に引き取り義務のないものについては、次にお問合せください。

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
0120-31-9640 (<https://www.rkc.aeha.or.jp/>)

Q5 事業所で使用しているパソコンの処理はどうすればいいか？

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、パソコンメーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。詳しくは、パソコンメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会にお問合せください。購入時の標準付属品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル）なども一緒に回収してもらえます。

一般社団法人パソコン3R推進協会 事業系パソコンリサイクルセンター
03-5282-7685 (<https://www.pc3r.jp/office/>)

発行：船橋市廃棄物指導課

電話：047-436-3810

メール：haikibutsu@city.funabashi.lg.jp